

ANDO OFFICE NEWS

【2015年秋号】

2015年9月発行

秋号の架け橋

白石 こころ一ど虹の橋

【こころ一ど 虹の橋】

上野幌～東札幌まで繋がる「白石こころ一ど」というサイクリングロードの途中にあり厚別川に架かる「虹の橋」。白石区と厚別区の境界になっており、七色の輪は虹をイメージしてデザインされました。

2015年夏のアニメである『WORKING!!!(3期)』のエンディング映像でもこの橋が描かれています。

また、このサイクリングロードは厚別区内では「陽だまりロード」の愛称で親しまれています。

紅葉のきれいなこの季節、ジョギング・サイクリングの際に立ち寄ってみてはいかがでしょうか。



業務内容

目次：

業務案内	1
マイナンバー	2
ストレスチェック	3
北海道の最低賃金	4
70歳以上在職者	4
社会保険 同月得喪	4
建設業の社会保険	4

～労務部門～

- ☆人事・賃金制度の策定・相談
- ☆雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金
- ☆給与・賞与計算の代行業務
- ☆就業規則他諸規定の作成・相談
- ☆中小事業主・建設業一人親方の労災特別加入

～行政部門～

- ☆会社設立・創業支援
- ☆建設業許可・各種営業所認可申請
- ☆経営事項審査（経審）・指名願
- ☆相続手続き・遺言書作成
- ☆各種契約書・内容証明書の作成



<SRアップ21>

安藤行政事務所 特定社会保険労務士・行政書士
事務組合 総合労務管理協会/北海道労働安全衛生教育学院

〒063-0814

札幌市西区琴似4条4丁目1-20

TEL 011(642)0505

FAX 011(642)6324

Email: info@ando-office.com



ホームページもご覧ください。
<http://www.ando-office.com>
<http://ando-office.com/hak/>

社会保障・税番号制度〔マイナンバー制度〕

いよいよ2016年1月よりマイナンバー制度が始まります

★制度のおさらい★マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

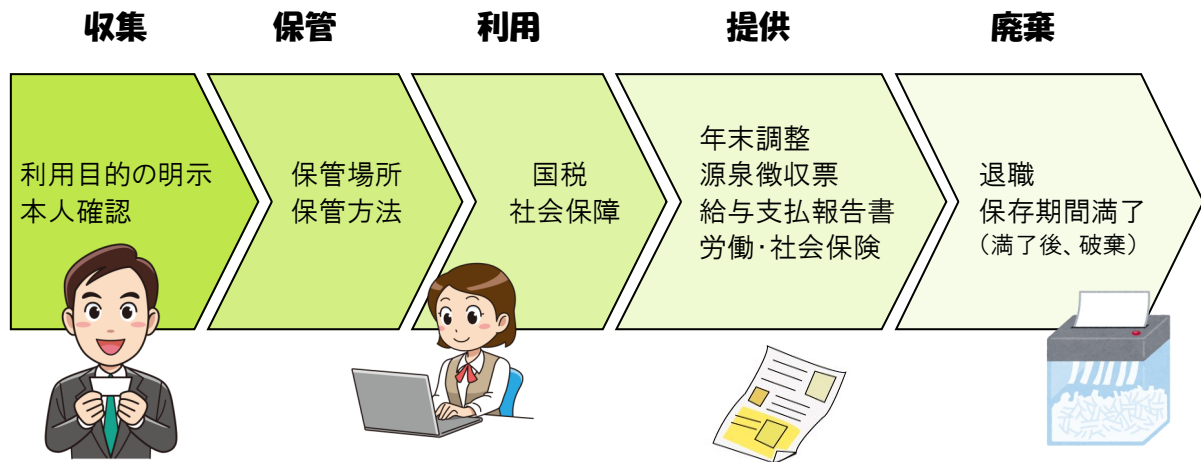
- ・国民1人1人に12桁の個人番号が届きます（2015年10月5日～順次）
- ・原則、生涯を通じて1人1番号であり、簡単に変更することができないため、他人の番号を漏えいさせてはいけません
- ・個人番号取扱後は、確実な破棄・削除が必要です（最低でもシュレッダー処理を行う）

- ① 児童手当の現況届（毎年6月）→ 市町村へナンバー提示
- ② 年金裁定請求 → 年金事務所へナンバー提示
- ③ 源泉徴収票等の法定調書 → 勤務先を経由し、税務署へナンバー提示
- ④ 支払報告書 → 勤務先を経由し、市区町村へナンバー提示
- ⑤ 雇用保険被保険者資格取得/喪失届 → 勤務先を経由し、ハローワークへナンバー提示
- ⑥ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得/喪失届
- ⑦ 健康保険被扶養者（異動）届

個人番号が必要となる手続

2016年1月
制度の運用
スタート！

マイナンバー取扱いの流れ



マイナンバー取扱い時の注意点 ～対応すべきこと・やってはいけないこと～

●対応すべきこと●

1. マイナンバーの取扱責任者・担当者を定める
2. マイナンバーをどの様に管理するかを定める
3. マイナンバーを社員やその家族から取得する際は
マイナンバーの利用目的を伝える
4. マイナンバーが間違っていないか、身元確認をする
5. マイナンバー記載書類の保管方法を定める
6. 不要になったマイナンバーは必ず破棄する

●やってはいけないこと●

1. 番号を漏えいしてはいけません
マイナンバーは個人情報保護法よりも重い罰則が適用されるため、番号が漏えいした際には社員だけではなく会社にも大きなダメージとなります。
2. 番号を複製してはいけません
必要のない時に番号を複製する等、利用目的の範囲外で使用・流用してはいけません

マイナンバーが漏れないように対策を取るとともに、
マイナンバーを取扱う社員への教育も必要となります。

マイナンバー制度について宍藤行政事務所に多くいただいた質問です

〔1〕 社員からマイナンバーをどの様に集めるの？

中小企業においては、取扱担当者が社員から「直接」「対面」で番号取得と同時に本人確認をすることを前提としています。直接・対面で番号取得と本人確認をできない場合は郵送等での対応になるかと思われますが、番号を郵送する社員は、原則、「番号取扱担当者宛に」「他の人が中を見ることができない様に厳封した状態」で郵送することとなります。

〔2〕 第3号被保険者の委任状って何？必要なの？

委任状は会社を通して手続を行わなければならない「**国民年金第3号被保険者資格取得届**」を提出する際に必要です。

たとえば…社員の配偶者を健康保険の扶養に入れたいという場面では…

「社員」が「配偶者」から『健康保険上の配偶者として、保険証を使いたいので手続きをお願いします』という

委任を受けたうえで、会社に、配偶者諸情報+番号+委任状を提出→会社が扶養異動届を作成・提出…となります。

配偶者を健康保険上の被扶養者とする場合・又は被扶養者から外す場合は、配偶者からの委任状が都度必要です。

※ 健康保険の手続にマイナンバーが必要になるのは平成29年から(予定)なので、ご注意ください。

〔3〕 本人確認の方法って？

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まるのは「**税**」と「**社会保障**」分野の手続きです。

「税」「社会保障」分野で定められている本人確認の方法は、「直接本人と対面」又は「本人確認書類」によるとされています。

本人確認書類は「免許証」「パスポート」「個人番号カード」「写真付き学生証」「住民票」「年金手帳」「健康保険証」等ですが、顔写真がない証明書での確認の際は、より慎重にならなければならないため、2点提出してもらう必要があります。

《顔写真のある身分証明書であれば1点確認》《顔写真のない身分証明書であれば2点確認》とお考えください。



★ストレスチェック制度も始まります★

職場におけるメンタルヘルス対策として

2015年12月より「ストレスチェック制度」が導入されます。

※法人単位ではなく事業所単位です

事業場における人数が50人以上の場合。

- ・年に1度のストレスチェックを実施すること
- ・実施結果を労働基準監督署長へ報告することが義務となります。

ストレスチェック制度とは・・・

労働者が自分の現在のストレスの状態を知ること、

早期にメンタルヘルス不調に対応

医師の面談を受けて助言をもらう（希望者）

業務軽減などによる職場改善

…等につなげ、「うつ」などの

メンタルヘルス不調を未然防止

することを目的とした制度です。

2015年12月より、各事業場に

において労働者が50人以上いる場合は、毎年1回ストレスチェックを全ての労働者に実施し、労働基準監督署長に報告することが義務付けられました。



2015年12月1日から

2016年1月30日までの間に、すべての労働者に対して第1回目のストレスチェックを実施しなければなりません。

2015年12月
スタート!

～ストレスチェックの方法～

- ① 質問票を労働者に配布し、記入してもらう。
(国が推奨する質問票はメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」で確認することができます)
- ② 記入・回収した質問票をもとに、医師等の実施者がストレスの程度を評価する。
- ③ ②の結果、高ストレスで医師の面接指導が必要な労働者を選ぶ。
- ④ 結果を本人に通知するとともに、労働基準監督署へ報告を行う。

～会社として準備・決定する事～

- ① ストレスチェックをいつ、誰を対象に実施するのか
- ② どんな質問・方法でストレスチェックを行うのか
- ③ 医師の面談希望者はどのように申出をするのか
- ④ 面接指導やどの医師に依頼して実施するのか
- ⑤ 集団分析を行うかどうか(努力義務)
- ⑥ ストレスチェックの結果はどの様に保管するのか

法律改正情報など



北海道の最低賃金が変わります

平成27年10月8日より

北海道の1時間当たりの最低賃金が

現行の748円から **764円**

(16円プラス)に変更になります。

10月8日以降の従業員の賃金については最低賃金を下回らない様ご注意ください!!

70歳以上在職者の厚生年金について

社会保険適用事業所に使用される70歳以上（昭和12年4月2日以降生まれ）の方は賃金と年金額に応じ老齢厚生年金が支給停止になっておりました。

しかし、平成27年10月1日より、昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、賃金と年金額に応じて老齢厚生年金が支給停止の対象となることになりました。

そのため平成27年10月1日以降、該当する方については

『70歳以上被用者該当届』

の提出と、算定基礎届・月額変更届・賞与支払届の届出が必要です。

すみやかな届け出のご協力をお願いいたします。

建設業許可 社会保険未加入の 事業所に関する取扱い

建設業における社会保険等の未加入事業所に対して、国土交通省が平成24年11

月より進めてきた「建設業許可・更新・経

営事項審査（経審）」時での加入状況の確認が一定の成果を上げたことにより、平成29年度までに建設業許可の更新期限が訪れない事業所に対しても今秋から事前通知を送るなどの指導の前倒しを図る方針が示されております。

すでに公共工事からの未加入事業所の排除は進んでおり今年の8月1日からは、国交省管轄のすべての直轄工事までその適用範囲を広げております。

最近では、許可及び認可等様々な申請の場面において「健康保険」「厚生年金」「雇用保険」の3保険に関する適用状況証明書類の添付が求められるようになりました。

弊所の受託事業所においても、平成24年の開始段階で建設業許可業者のうち約2割の事業所が健康保険・厚生年金が未加入となっております。

その後約3年を経て、未加入事業所のうち約6割は加入に至っておりますが、現段階でも未加入の事業所はいくつか見受けられます。

今後、ますます加入指導が厳しくなる可能性がありますので、事前に弊所へご相談頂きますようお願い致します。



同月中に社会保険の資格取得と喪失手続を行う場合

～平成27年10月1日より～

同月中に社会保険の資格取得と喪失手続を行った場合の保険料の取り扱いが変更になります。

これまで、1ヵ月分の健康保険・厚生年金保険料の負担が発生し、被保険者の自己負担分も給与から控除しておりました。

しかし、平成27年10月1日より厚生年金保険を喪失した月に退職者が国民年金保険料を納付した場合、在職中の厚生年金保険料の控除が不要になります。

退職者が退職した月分の国民年金保険料を納付したときは年金事務所を通じて事業所に連絡があります。年金事務所から退職者の国民年金保険料の納付が確認されると、厚生年金保険料が事業主負担分と個人負担分を合わせて事業所に還付されます。

実務上では、一度本人から厚生年金保険料を預かり、年金事務所から還付を受け次第本人に返還する方法がよろしいかと思っております。

なお、健康保険料の還付はございませんので従来通り

1ヶ月分徴収してください。